

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

王寺町は、子育て支援に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

王寺町長

公表日

令和7年1月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法及び児童福祉法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・保護者からの申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する。 ・保護者からの保育の必要性の認定の申請を受け、国が設定した基準①「事由」（保護者の就労、疾病など）、②「区分」（保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量）を踏まえ、保育の必要性の認定及び認定証の交付を行う。 ・保護者の所得から、階層を判定し、利用者負担額を決定し、通知する。 ・事業所から児童の契約情報や利用者負担額を取り込む。 ・保育所を利用する場合は、利用者負担額の徴収・滞納業務を実施する。 ・番号法の別表第二に基づいて、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 ・保育所を利用する、支給認定保護者または支給認定保護者との世帯に属する者が障害基礎年金の受給者である場合、利用者負担額の減免をするため、情報連携により日本年金機構に照会をかけ、受給状況の確認をする。 ・サービス検索・電子申請機能により申請された電子申請データを申請管理システムから基幹システムに取り込む。
③システムの名称	1. 子育て支援システム 2. 収納消込／滞納管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. サービス検索・電子申請機能 6. 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)子育て支援ファイル (2)子育て支援収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一の8、94の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第8条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二（別表第二における情報提供の根拠） なし（子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない）（別表第二における情報照会の根拠） ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（13の項） ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（16の項） ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（116の項）

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康子育て支援部 子育て支援課、総務部 税務課
②所属長の役職名	子育て支援課長 税務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号636-8511 王寺町役場総務部総務課総務係 住所:奈良県北葛城郡王寺町王寺2-1-23 電話:0745-73-2001 ファクス:0745-32-6447 E-mail:soumu-s@town.oji.nara.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号636-8511 王寺町役場健康子育て支援部子育て支援課保育・幼稚園係 住所:奈良県北葛城郡王寺町王寺2-1-23 電話:0745-73-2001 ファクス:0745-32-6447 E-mail:kosodate-h@town.oji.nara.jp
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスク
への対策は十分か

[]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	王寺町情報セキュリティポリシーに則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐため ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・USBメモリは、事前に許可を得たパスワードロック機能付きの媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 ・盗難防止のため、執務室等で利用する端末にワイヤーによる固定を行っている。 ・執務室等で利用する端末へのログインは多要素認証を採用している。 などの物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月29日	5.評価実施機関における担当部署	福祉介護課長 植野 善信	福祉介護課長 森田 真弓	事後	人事異動による変更
平成28年8月5日	5.評価実施機関における担当部署 ①部署	住民福祉部 福祉介護課	住民福祉部 福祉介護課、総務部 税務課	事後	追加訂正
平成28年8月5日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉介護課長 森田 真弓	福祉介護課長 森田 真弓 税務課長 南 昌邦	事後	追加訂正
平成28年9月16日	4情報提供ネットワークシステムの情報連携 ④法令上の根拠	なし(右記追加)	・「児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、 肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(13の項)	事後	追加訂正
平成29年5月8日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉介護課長 森田 真弓 税務課長 南 昌邦	福祉介護課長 西田 光慶 税務課長 南 昌邦	事後	人事異動による変更
平成29年5月8日	3システムの名称	1.子育て支援システム 2.収納消込／滞納管理システム 3.団体内統合宛名システム 4.中間サーバー	1.子育て支援システム 2.収納消込／滞納管理システム 3.団体内統合宛名システム 4.中間サーバー 5.サービス検索・電子申請機能	事後	追加訂正
平成30年5月25日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉介護課長 西田 光慶 税務課長 南 昌邦	福祉介護課長 西田 光慶 総務部参事(兼税務課長) 竹川 正敏	事後	人事異動による変更
平成30年5月25日	6.他の評価実施機関	—	教育委員会事務局 学校教育課	事後	追加訂正
平成30年5月25日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	E-mail : yawaragi@town.oji.nara.jp	E-mail : soumu-s@town.oji.nara.jp	事後	追加訂正
平成30年5月25日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	E-mail : yawaragi@town.oji.nara.jp	E-mail : fukushikaigo-ks@town.oji.nara.jp	事後	追加訂正
平成30年5月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉介護課長 西田 光慶 総務部参事(兼税務課長) 竹川 正敏	福祉介護課長 総務部参事	事後	様式変更
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	住民福祉部 福祉介護課 福祉介護課長	こども未来部 子育て支援課、総務部 税務課 子育て支援課長 税務課長		新部署の設立による変更
平成31年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	郵便番号636-8511 王寺町役場住民福祉部福祉介護課子育て支援係 住所：奈良県北葛城郡王寺町王寺2-1-23 電話：0745-73-2001 ファクス：0745-32-6447 E-mail : fukushikaigo-ks@town.oji.nara.jp	郵便番号636-8511 王寺町役場こども未来部子育て支援課 子育て支援係 住所：奈良県北葛城郡王寺町王寺2-1-23 電話：0745-73-2001 ファクス：0745-32-6447 E-mail : kosodate-h@town.oji.nara.jp		新部署の設立による変更
令和1年6月1日	1. 特定個人情報を取り扱う事務	右記追加	・保育所を利用する、支給認定保護者または支給認定保護者と同一の世帯に属する者が障害基礎年金の受給者である場合、利用者負担額の減免をするため、情報連携により日本年金機構に照会をかけ、受給状況の確認をする。		年金関係の情報連携開始
令和3年2月9日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	右記追加	・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による負担能力の認定 又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の項)	事前	情報照会事務の追加
令和3年6月30日	5. 評価実施機関における担当部署	こども未来部 子育て支援課、総務部 税務課 子育て支援課長 税務課長	健康子育て支援部 子育て支援課、総務部 税務課 子育て支援課長 税務課長	事後	部署の名称変更による変更
令和3年6月30日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	郵便番号636-8511 王寺町役場こども未来部子育て支援課 子育て支援係 住所：奈良県北葛城郡王寺町王寺2-1-23 電話：0745-73-2001 ファクス：0745-32-6447 E-mail : kosodate-h@town.oji.nara.jp	郵便番号636-8511 王寺町役場健康子育て支援部子育て支援課 保育・幼稚園係 住所：奈良県北葛城郡王寺町王寺2-1-23 電話：0745-73-2001 ファクス：0745-32-6447 E-mail : kosodate-h@town.oji.nara.jp	事後	部署の名称変更による変更
令和3年10月6日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)	事後	法令改正に伴う変更
令和5年5月2日	1. 特定個人情報を取り扱う事務②事務の概要	右記追加	・サービス検索・電子申請機能により申請された電子申請データを申請管理システムから基幹システムに取り込む。	事後	追加訂正
令和5年5月2日	1. 特定個人情報を取り扱う事務③システムの名称	右記追加	6. 申請管理システム	事後	追加訂正
令和7年1月8日	Ⅱしきい値判断項目 いつ時点での計数か	令和3年2月1日	令和6年12月1日	事後	
令和7年1月8日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	項目追加	事後	様式変更
令和7年1月8日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	項目追加	事後	様式変更